

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則…

…（福祉保健局保健政策部疾病対策課）…

告示

○漁船損害等補償法による付保義務の発生…（産業労働局農林水産部水産課）…

○都道の区域変更…（建設局道路管理部路政課）…

公告

○特定非営利活動法人の認定…（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出…（環境局総務部環境政策課）…

規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年一月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十

四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「及び医療券」を削り、同項第二号中「月以後のものに限る。」を「ものに限る。」及び小児慢性特定疾病（児童福祉法第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。以下同じ。）に係る小児慢性特定疾病医療支援（同法第六条の二第三項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいい、別表第一の第二類に掲げる疾病に係る第六条の規定による認定を受けた日の属する月以前のものに限る。）に改める。

別表第一対象者の欄一イ中「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病及び同条第二項」を「小児慢性特定疾病及び児童福祉法第六条の二第二項」に改め、「小児慢性特定疾病及び」を削る。

別表第六医療費助成の額の欄中「後期高齢者医療費被保険者証」を「後期高齢者医療被保険者証」に改め、「一割」の下に「又は二割」を加える。

別記第十号様式(注)に次のように加える。

3 電話番号について、口中に繋がる通称先を御記入ください。

別記第三十号様式(注)に次のように加える。

5 電話番号について、口中に繋がる通称先を御記入ください。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 次のいずれにも該当する者が、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和五年二月二十八日までの間に、この規則による改正後の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（以下「新規則」という。）第五条第一項第六号に掲げる書類を知事に提出し、その承認を受けたときは、当該者を新規則別表第六に掲げる疾病に係る対象者とみなして、新規則の規定を適用することができる。この場合において、新規則第八条第一項の表八の項の規定の適用については、同項中「申請書を受理した」とあるのは、「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（令和五年東京都規則第二号）附則第二項第一号から第四号までに

該当することとなった」とする。

一 令和四年十月一日から施行日の前日までの間に、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十七条第一項第二号の適用を受け一部負担金の割合が二割になった者

二 令和四年十月一日から施行日の前日までの間に、新規別表第六に掲げる疾病に係る対象者の要件（同表対象者の欄第二号から第四号までに掲げるものを除く。）を満たした者

三 肝がん・重度肝硬変の治療効果、患者の生命予後や生活の質を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究に協力することに同意した者

四 令和三年十一月から施行日の属する月までの間における連続する十二月の期間内に、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は同号に規定する保険薬局において、新規別表第六備考3に規定する高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療、同表備考4に規定する高療該当肝がん外来関係医療又は同表備考5に規定する高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療を既に二月以上受けた者

3 令和四年九月三十日までに、この規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（以下「旧規則」という。）第六条、第十一条第二項又は第十三条の二第一項の規定により同年十月一日以後もなお有効な医療券の交付を受けた後期高齢医療適用者で、同日にその一部負担割合が二割になった者に対する新規の規定は、同日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、旧規則別記第十号様式及び第三十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第六十七号

一 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第一百十二条の二第二項の規定による届出を同条第三項の規定により審査した結果、次の加入区につ

いて法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、法第一百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十五条の規定により告示する。

なお、法第一百十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和五年一月三十一日から発生する。

令和五年一月三十日

いじま加入区
東京都知事 小池百合子

●東京都告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

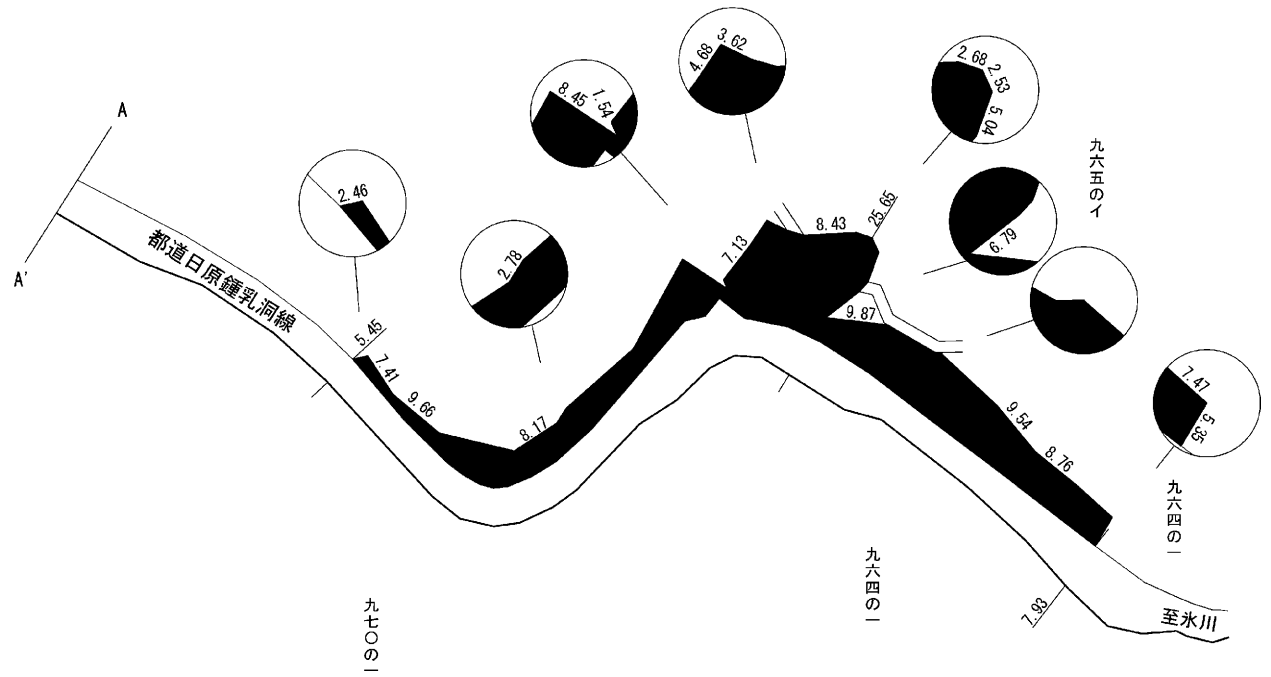
その関係図面は、令和五年一月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十日

東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 日原鍾乳洞
- 二 変更の区間 西多摩郡奥多摩町日原字一原九百七十三番二地内から同所九百六十四番一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

西多摩郡
奥多摩町
日原字一原



公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ピッコラーレ

二 代表者の氏名

中島 かおり

三 主たる事務所の所在地

豊島区千早四丁目十八番五号 キャニオンマンション

千早町二〇一号

四 認定の有効期間

令和四年十二月六日から令和九年十二月五日まで

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

中央区日本橋室町二丁目一番一号

宗教法人明治神宮

宮司 九條 道成

渋谷区代々木神園町一丁目一番

独立行政法人日本スポーツ振興センター

理事長 芦立 訓

港区北青山二丁目八番三十五号

伊藤忠商事株式会社

代表取締役 小林 文彦

港区北青山二丁目五番一号

二 対象事業の名称

(仮称) 神宫外苑地区市街地再開発事業

三 工事着手の予定年月日

令和五年一月三十日

四 工事完了の予定年月日

令和十七年十一月三十日

五 届出日

令和五年一月十七日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一〇一〇一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

